第3号議案

定款の変更及び認可申請について

(案)

- 1. 容量市場の導入等のため、別紙1のとおり定款の変更案を作成するとともに、電気事業法第28条の33第1号に基づき次回総会に付議する。
- 2. 前項の変更案が、総会で議決された後、電気事業法第28条の18第2項 及び関係省令に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、定款の変更認可 申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1:定款変更案 新旧対照表 別紙2:定款変更認可申請書

	関定款 新旧対照表
変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
平成27年4月1日施行 <u>平成28年4月1日変更</u> <u>平成29年3月31日変更</u> <u>平成30年4月1日変更</u>	平成27年4月1日施行 <u>年 月 日変更</u>
定款	定款
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変更前	丁 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)		
		平成27年4月1日施行
		平成28年4月1日変更
		平成29年3月31日変更
		平成30年4月1日変更
		宣力 广

変更が(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(業務内容)	(業務内容)
第5条 (略)	第5条 (略)
一~四 (略)	一~四 (略)
五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務そ	五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務そ
の他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務(以下「電源入札等」という。)を行うこ	の他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
と。	
六~九 (略)	六~九 (略)
(用語)	(用語)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
一~八 (略)	一~八(略)
九 「広域連系系統」とは、次のア <u>~</u> エに掲げる流通設備をいう。	九 「広域連系系統」とは、次のア <u>から</u> エに掲げる流通設備をいう。
ア〜エ (略)	ア〜エ (略)
十~十一 (略)	十~十一 (略)
(新設)	十二 「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を
	確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいう。
(新設)	十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかに
	なった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の
	維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用
	の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みを
	<u>いう。</u>
(加入)	(加入)
	第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に
対し書面で加入する手続を <u>し</u> なければならない。	対し書面で加入する手続を <u>とら</u> なければならない。
2 (略)	
3 (略)	3 (略)
(会員 <u>への</u> 制裁)	(会員に対する制裁)
第12条 (略)	第12条 (略)
一~六 (略)	一~六 (略)
七 前各号の他、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき	七 前各号のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき
3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。但し、過怠金を課す場合であっても、本機	
関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。	機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。
4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利停止又は制限と併科	4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利の停止又は制限と併し、利力をよったがです。
することができる。	科することができる。
5 会員は、第1項の規定により会員の権利停止又は制限を <u>受け</u> た場合においても、その期間中、前条 第1項を2000年に出党する会員したでの表徴する。1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりに対象をあり、1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりは1000年度によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	5 会員は、第1項の規定により会員の権利 <u>の</u> 停止又は制限 <u>の制裁を科され</u> た場合においても、その期間は、
第1項から第3項に規定する会員としての責務を <u>すべ</u> て履行しなければならない。	間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。

変更(前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(弁明の機会)	(弁明の機会)
第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、 予めその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理事会に 出席して弁明するための機会を与えるものとする。 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会 又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができ るものとする。	第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、 <u>あらかじ</u> めその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理 事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会 又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を <u>議</u> 決することがで きるものとする。
(制裁の通知及び公表)	(制裁の通知及び公表)
第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。 2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。但し、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後にこれを行う。	第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を <u>科す</u> 議決をしたときは、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。 2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を <u>科す</u> 議決をしたときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。 <u>ただ</u> し、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後にこれを行う。
(異議の申立て)	(異議の申立て)
第16条 会員は、自己に <u>加え</u> られた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。 ー・二 (略)	
2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の可否及び内容を審議し、対応案を議決 <u>のうえ</u> 理事長に報告する。 <u>その</u> 報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、制裁の可否及びその内容を議決する。 3 (略)	
4 (略)	4 (略)
(総会)	(総会)
第17条(略)	第17条 (略)
2 通常総会は、毎事業年度終了前 <u>1</u> か月以内及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する。	2 通常総会は、毎事業年度終了前2か月以内及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
3 (略)	3 (略)
4 第24条第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。	4 <u>第23条第3項又は</u> 第24条第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に 出席し、意見を述べることができる。
(審議事項)	(審議事項)
第18条 (略)	第18条 (略)
一~七 (略) (新設)	一〜七 (略) 八 第30条第3項により読み替えて準用される第16条第1項に基づく異議の申立てをした役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容の決定
<u>八</u> 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項	<u>九</u> 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項
2 (略)	2 (略)
一 (略)	一 (略)
二 前号の他、理事会が必要と認める事項	二 前号のほか、理事会が必要と認める事項
3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により予め通知した事項についてのみ、議決す	3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により <u>あらかじ</u> め通知した事項についてのみ、
ることができる。	<u> 議決することができる。 </u>
	電刀丛塊的連昌推進機隊

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(定足数及び議決権の行使)	(定足数及び議決権の行使)
第21条 (略)	第21条(略)
2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すると	
ころによる。但し、第18条第1項第1号及び第3号の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以	
上の多数で決する。	以上の多数で決する。
(議長)	(議長)
第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。但し、理事長が欠け又は事故があるとき	第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。ただし、理事長が欠け又は事故があると
は、理事会が予め定める順序により、他の理事がこれに当たる。	きは、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれに当たる。
2 (略)	2 (略)
(議決権)	(議決権)
第23条 総会開催の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。但し、当該会員が	W. 1. Z.
第3項若しくは次条第4項に基づき議決権を有しない会員となる場合又は第12条第4項に基づき	
議決権を制限若しくは停止された場合はこの限りではない。	・
2 (略)	2 (略)
3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しない。	3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しないものとする。
(議決権の配分)	(議決権の配分)
第24条(略)	第24条(略)
2 会員を前項各号のグループに分類する場合において、複数の事業を営む会員については、その事業	
の内容に応じ、複数のグループに所属させるものとする。但し、会員から第11条第3項第4号の通	
知がなされなかった場合には、新たに登録若しくは許可を受けた電気事業又は新たに届出が受理され	
た電気事業のグループに分類することを要しないものとする。	
3 前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。	 3 第1項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。
————————————————————————————————————	一~二 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
(指名職員及び会員以外の事業者の出席)	(経済産業省の職員及び会員以外の電気供給事業者の出席)
第27条 本機関の会員のほか、経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外で送電系統を利用する	
事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。	意見を述べることができる。
(役員の職務及び権限等)	(役員の職務及び権限等)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 理事は、理事長を補佐して業務を管掌し、理事会で予め定める順序により、理事長に事故があると	
きはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)
(役員の行動規範等)	(役員の行動規範等)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 (略)	2 (略)

変更が(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他 <u>、</u> 必要があると認	3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認め
めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処	るときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分
分等の措置を <u>講ずる</u> ものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役	等の措置を <u>科す</u> ものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員で
員であった者」と読み替えるものとする。	あった者」 <u>と、「制裁」は「処分等の措置」</u> と読み替えるものとする。
(役員の兼職禁止等)	(役員の兼職禁止等)
第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但	第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。た
し、経済産業大臣の承認を受けた <u>時</u> は、この限りでない。	<u>だ</u> し、経済産業大臣の承認を受けた <u>とき</u> は、この限りでない。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
(附則) 平成28年4月1日第3条と附則平成29年3月31日の間のページから移動	別紙:役員行動規範
	(略)
(理事会の構成・役割)	(理事会の構成・役割)
第36条(略)	第36条(略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。 <u>但</u> し、やむを得ない事情があるときは、理事会が <u>予</u> め定	
める順序により、理事がこれに当たる。 し、くむを何なく事情があるとさな、生事芸が上がた	かじめ定める順序により、理事がこれに当たる。
5 (略)	$\frac{N \cdot C}{5}$ (略)
	一~六 (略)
(新設)	七 容量市場に関する事項
七 電源入札等に関する事項	八電源入札等に関する事項
八 各種規程の策定及び変更に関する事項	九 各種規程の策定及び変更に関する事項
九 系統アクセス業務に関する事項	十 系統アクセス業務に関する事項
十 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項	十一 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項
<u>十一</u> 会員 <u>の</u> 制裁 <u></u> 指導及び勧告に関する事項	十二 会員 <u>に対する</u> 制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項
<u>+二</u> 評議員の任免に関する事項	十三 評議員の任免に関する事項
十三 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項	十四 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
十四 会費及び特別会費に関する事項	十五 会費及び特別会費に関する事項
十五 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項	十六 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項
(理事会の招集)	(理事会の招集)
	第37条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。 <u>ただ</u> し、やむを
ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれを招集する。	得ない事情があるときは、理事会が <u>あらかじ</u> め定める順序により、理事がこれを招集する。
2 (略)	2 (略)
(評議員会の尊重義務)	(評議員会の尊重義務)
第40条 理事会は、議決に <u>あ</u> たり評議員会の審議内容を尊重する。	第40条 理事会は、議決に当たり評議員会の審議内容を尊重する。
	2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項
	電力広域的運営推進機関
	世ノノルン・秋日ソルギ 一3 1 世人生

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
並びに同項第2号から第7号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければなら	並びに同項第2号から第6号及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経な
ない。	ければならない。
(評議員会の設置)	(評議員会の設置)
第43条 (略)	第43条 (略)
2 (略)	2 (略)
一~八 (略)	一~八 (略)
九 電源入札等に関する事項(但し、緊急の場合は除く。)	九 電源入札等に関する事項(<u>ただ</u> し、緊急の場合は除く。)
十~十一 (略)	十~十一 (略)
十二 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項	十二 前各号に掲げるものの <u>ほか</u> 、理事会が必要と認める事項
3 (略)	3 (略)
一~四 (略)	一~四 (略)
(新設)	五 容量市場の運営状況に関する事項
五 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する <u>電源の建設の</u> 進捗状況 <u>や</u> 稼働状況	<u>六</u> 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する <u>発電用の電気工作物の設置に係る</u> 進捗状況 <u>及</u>
	び稼働状況
<u>六</u> 前各号に掲げるものの <u>他</u> 、理事会が必要と認める事項	<u>七</u> 前各号に掲げるものの <u>ほか</u> 、理事会が必要と認める事項
(評議員会の議事)	(評議員会の議事)
第45条 (略)	第45条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。但	3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。 <u>た</u>
し、必要に応じて、少数意見を付記することができるものとする。	<u>だ</u> し、必要に応じて、少数意見を付記することができるものとする。
4 (略)	4 (略)
(評議員会の招集)	(評議員会の招集)
第46条 議長は事業年度において半期ごとに1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集	第46条 議長は事業年度において半期ごとに1回評議員会を招集するほか、必要の都度評議員会を招
する。	集する。
2 (略)	2 (略)
(理事長に対する意見)	(理事長に対する意見)
第47条 (略)	第47条 (略)
2 前項の意見は、公開する。但し、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報等が含まれる場合、	2 前項の意見は、公開する。ただし、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報等が含まれる場
当該部分は公開しないことができる。	合、当該部分は公開しないことができる。
3 (略)	3 (略)
(評議員の任期)	(評議員の任期)
第49条 評議員の任期は、2年とする。	第49条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された評議員の任期は、前
	任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。
2 (略)	2 (略)
(評議員の辞任)	(評議員の辞任)
第50条 評議員が辞任しようとするときは、1か月前までに理事長に届け出る。但し、やむを得ない	第50条 評議員が辞任しようとするときは、1か月前までに理事長に届け出る。 <u>ただ</u> し、やむを得な
理由があるときはこの限りでない。	い理由があるときはこの限りでない。
2 (略)	2 (略)
第7章 会費	第7章 会費 <u>等</u>

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)	
	第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供
	給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。
	2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するため
	<u>に必要な情報を求めることができる。</u>
	3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報
	<u>を提出しなければならない。</u>
	4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。
	5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に基づく本機関からの容量拠出金の請求
	<u>を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</u>
(滞納者への対応)	(滞納者への対応)
第57条 本機関は、会費、特別会費若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、	第57条 本機関は、 <u>会員が、</u> 会費、特別会費 <u>、容量拠出金</u> 若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不
理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。	当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。
(規律調査会)	(規律調査会)
第62条 本機関が、第12条第1項に規定する制裁の可否及び内容を検討するときは、本機関に、役	第62条 本機関が、第12条第1項に規定する制裁又は第30条第3項に規定する処分等の措置の可
職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。	否及び内容を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者 <u>、</u> 弁護士等 <u>によって</u> 構成する規律
	調査会を置く。
(紛争解決パネル)	(紛争解決パネル)
第63条 本機関が、法第28条の40第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛	第63条 本機関が、法第28条の40第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛
争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第1	争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第1
51号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本	51号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本
機関に、役職員以外の学識経験者 <u>及び</u> 弁護士等 <u>で</u> 構成する紛争解決パネルを置く。	機関に、役職員以外の学識経験者 <u>、</u> 弁護士等 <u>によって</u> 構成する紛争解決パネルを置く。
附則(平成28年 <u>4</u> 月1日)	附則(平成28年 <u>3</u> 月 <u>3</u> 1日)
第3条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行日(以下、本条におい	第3条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行日(以下、この条にお
て「施行日」という。)時点における本機関の会員については、施行日時点において、次の各号に掲	いて「施行日」という。)時点における本機関の会員については、施行日時点において、次の各号に
げるとおり、第24条第1項に掲げる小売電気事業者グループ、発電事業者グループ又は送配電事業	掲げるとおり、第24条第1項に掲げる小売電気事業者グループ、発電事業者グループ又は送配電事
者グループに分類する。	業者グループに分類する。
ア(略)	ア(略)
イ 送配電事業者グループ(但し、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)	イ 送配電事業者グループ (ただし、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72
による改正後の電気事業法(以下、本条において「新電気事業法」という。))第27条の4の許	
可を受けるべき者に該当する者に限る。)	の許可を受けるべき者に該当する者に限る。)
四 (略)	
イ 送配電事業者グループ(但し、施行日時点において新電気事業法附則第7条第2項に基づき同	
法第27条の15の登録を受けたものとみなされる者に限る。)	同法第27条の15の登録を受けたものとみなされる者に限る。)

	変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)		附則 (年 月 日)
		(施行期日)
		第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
		2 前項にかかわらず、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条
		の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決に
		より定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。